

大洗に住もう！！

大洗町に定住される方を応援します♪

大洗町定住促進奨励金制度

大洗町では定住人口の増加を図るとともに、活力に満ちた元気なまちづくりを進めるために、町内に新たに住宅を取得し、定住した方に奨励金を交付します。

★対象住宅

- (1) 居住の用に供する部分の延べ床面積が50平方メートル以上の専用住宅又は併用住宅
- (2) 住宅取得費が500万円以上の住宅
- (3) 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、建物の所有権の保存又は移転の登記が完了した新築住宅又は中古住宅

※別荘、賃貸住宅、増築、贈与又は相続により取得した住宅は除きます。

★交付対象者

- (1) 取得した住宅の所有者であること
- (2) 交付対象者が奨励金交付申請日の属する年度の4月1日現在で、45歳未満であること
※子育て世帯（義務教育終了前の子がいる世帯）については45歳以上も交付対象となります。
- (3) 対象住宅への居住者においては、当該住宅に住民登録をしていること
- (4) 対象住宅への居住者においては、町税の滞納がないこと

★奨励金額

◇ 町外転入世帯

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 子育て世帯（義務教育終了前の子がいる世帯） | 25万円 |
| (2) 一般世帯（義務教育終了前の子がいない世帯） | 20万円 |

◇ 町内定住世帯

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 子育て世帯（義務教育終了前の子がいる世帯） | 15万円 |
| (2) 一般世帯（義務教育終了前の子がいない世帯） | 10万円 |



大洗町 まちづくり推進課 地域振興係

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275

電話: 029-267-5109 (直通)

Eメール: machidukuri2@town.oarai.lg.jp

